



特殊車両・過積載の取締り結果

大型車両の違法運行に伴う事故や、道路・橋梁の損傷を未然に防止することを目的に、長岡国道事務所・長岡警察署による合同取締りを実施しました。

取締り実施結果

取締り日時：平成29年10月2日(月) 14:00～16:00

取締り場所及び結果

・国道8号 ^{みやもと}宮本除雪ステーション(長岡市宮本1丁目地先)

取締車両数：大型トレーラー 2台
大型トラック 1台 計3台

うち違反指導を行った車両：0台

道路を安全に利用していただくにはルールを守り、整備された車両による適切な運行を心がけなければなりません。規則を周知・理解していただけるよう呼び掛けます。

お問い合わせ先

【特殊車両の通行許可に関することについて】

国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所

管理第一課長 ^{もとの}本野 ^{つねお}恒夫 [電話] 0258-36-4551 (内線431)

[FAX] 0258-36-4660

【過積載に関することについて】

新潟県 長岡警察署 交通課 [電話] 0258-38-0110

ふるさとの めくもり伝える 道づくり

国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所

〒940-8512 新潟県長岡市^{なかざわ}中沢4丁目430-1

パソコン、スマートフォン
携帯電話

<http://www.hrr.mlit.go.jp/chokoku/>
<http://www.hrr.mlit.go.jp/chokoku/i/>

携帯版



スマホ版



【取締り実施状況】



車両重量の計測

道路橋劣化の原因の9割は大型の重量違反車両

➤重量制限超過は、みんなの財産である道路に負担をかけています

軸重が制限(10t)の
2割超過(12t)

橋への負担は
制限(10t)以下の車両で
9台分以上!!!

損傷(鋼材破断)の実例→
(国道23号 木曾川大橋)

➤下表の限度を「一つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどが これを超えます。
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に 応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大10t



【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかに「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「一つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。